公布された規則のあらまし

- ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の 人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
- 1 制定の理由及び内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (2) 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する規則
- (3) 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則
- (4) 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則
- (5) 地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する規則
- (6) 福祉ホームの設備及び運営の基準に関する規則
- (7) 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則
- (8) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則
- (9) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (11) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則
- 2 施行期日

この規則は、令和3年7月1日から施行することとしました。